

## 論文審査の結果の要旨

論文提出者氏名

細谷 幸子

本研究は第一部において現代イランの医療従事者、とくに女性の看護師を扱う。高学歴が必要であり、仕事がきわめて厳しいにもかかわらず、けっして社会的評価の低いこの仕事に従う女性たちについて、彼女たちと仕事を共にする参与観察やインタビューから、それがイスラーム法によって禁止行為とされるナー・マフラム（親族ではない異性）との接触、あるいはイスラームで「ナジェス」と規定される排泄物、血液、死体との接触が、職務上必然的に起こることによることを明らかにし、そのうえで、それにもかかわらず彼女たちが自分たちの職業を社会に対して肯定的に位置づける論理として「善行」という概念を用いることを明らかにした。

こうした事象を、2000年のイスラーム法適用法案の可決、そして、それにもかかわらず、女性看護師が男性患者をみなくてはならない状況がかわらないこと、こうした問題へのイスラーム法学者たちの発言等と関連づけてその社会的意味についても論じた。

第二部においては、高齢者や障害者の介護施設においてボランティア活動をする比較的裕福な女性たちが扱われる。彼女たちは、女性入居者たちの入浴や介助とむだ毛の処理という、不浄「ネジャーサト」に直接ふれるボランティア活動をおこなうが、それは「神の満足のため」という表現でまとめられるような動機で支えられている。ボランティアたちにとっては、これは苦行であるが、神からの報酬を期待できるものとも感じられているらしい。申請者は、ボランティアたちの表現を詳細にとりあげつつ人間と神との間のとりなしをしてくれるイマームという図式のイメージから、介護ボランティアという苦行によって自分と神の間に同様の図式が広がると期待することにもつながるのではないかと分析し、ボランティア活動が巡礼、聖廟参拝、宗教的な集まり「ジャラセ」での贖罪などと通底するものではないかと分析している。

本研究は、医療や介護といったボディケアの局面から、イラン社会の現在を多面的に描きだそうというきわめてユニークなものである。申請者自身が正看護師であることによっ

て、医療や介護の現場に立ち会い、一定の仕事を分担しつつ、そこで専門家（看護師）として、あるいはボランティアとして働いている人たちの行動や会話を丁寧にひろい集め、そこからイラン社会の伝統的な身体観やイスラーム的価値と近代医学の措定する身体観とのずれ、現代イランに生きる人びと（患者や被介護者を含む）の自分たちの行為や会話の理由づけの文化的枠組みなどといった大きな問題系を解明しようとしており、その目的企図の大きさと方法のユニークさは高く評価されるというのが、審査会での集約された評価であった。

さらに、審査会では、本研究が、今後二つの方向において展開され、豊かな成果をもたらすであろうことも評価された。ひとつめは、本研究第一部（専門職、医療機関、職業の受苦としての意味づけ）と第二部（ボランティア、介護施設、歓びとしての意味づけ）で記述された材料の対照的な性格から、現代イラン社会のボディケアをめぐる人々の思念と実践をより厳密に分析できることが予想されること。さらに、ふたつめとして、ボディケアから現代イラン社会に生きる人びとの身体観や宗教的な信念をうかがおうとするいわば人類学的フィールドワークを主要な手段とする地域研究へのひとつの大きな貢献であるばかりではなく、ボディケアをひとつの準拠軸として、広く他地域（イラン以外のイスラーム諸国、あるいはより広く南・西南アジア地域）との比較研究への道を拓くものとしても評価された。

また医療現場での国際協力や非常時の緊急支援等の状況における応用性や実践性に関しても、すぐれたケーススタディであるという評価があった。とくに、国際保健学等においてつねに必要性が指摘されている医療の文化特異性について、踏み込んだ事例が多く掲げられており、今後の理論化に資するであろうと指摘された。

もちろん本研究にもいくつかの弱点が認められる。第一は、第一部と第二部の社会的コンテクストが不連続であるため、これら二つの事例の位相関係が十分明瞭ではないことである。これについては、前述のように理論的な抽象度をあげることによって、これら二つの局面の対照性から分析を進めることの可能性が指摘された。第二の問題点としては、本論文の基本的な調査方法、ミクロな参与視察による行動や談話の収集が、イラン社会の宗教意識の全体や国家的な政策決定、そのなかでの人びとの立場の選択といった巨視レベルの問題にどのように寄与するかが必ずしも明らかにされなかった点があげられる。人び

との発言にあらわれる神からの報酬といったような表現を、どのように位置づけていくのかに関しては、まださらなる方法の開拓と資料の集積が必要と思われた。とはいえ、これらの問題点は、いずれも本論文をとりまとめる経過で明確に定位されたものであり、むしろ本論文の成果の新しい展開の可能性を示唆しているものとも考えられる。したがって、本審査委員会は博士（学術）の学位を授与するにふさわしいものと認定した。